

昭和九年六月二十二日

書記官長

議長宛

昭和九年六月

日立案

書記官長



主筆

書記官

書記官



日本國及滿洲國間小為替交換ニ關スル
約定締結ノ件審査報告

謹テ今向御諮詢ノ日本國及滿洲國間小為替交

換ニ關スル約定締結ノ件ヲ審査スルニ日滿兩

國間ニ於ケル郵便為替ノ交換ニ關スルハ昭和七

年九月十五日ノ日滿議定書ノ規定ニ基キ大

(調印)

正十一年十二月調印ノ日本帝國及支那共和國

間郵便為替交換ニ關スル約定ニ萬國郵便聯

並

合為替約定ノ定ムル所ニ依ルモノナルガ其ノ何

ハ郵便ニ關スル

條規ニ依リテ取扱日來リシカ

此等約定ノ執

(為替金額少額ニテ取扱簡易ナク)

條

レニモ小為替ニ來來ニ關スル規定ヲ存セズ然

帝國臣民

ルニ最近滿洲國ニ在留スル日本人ノ激增スル

ニ伴ヒ兩國間ニ交換セラルル郵便為替ノ口數

頗

(且)

素來非常ニ増加シ其ノ大半數ハ小額送

半ハ一日金額少額ナリ

モノナルニ由リ

(一般)

(送金)

前記ノ約定依リテ為替交換外別ニ

金ナシ事情鑑ニ公衆ノ利便ヲ圖ル為替

小為替交換ノ途ヲ開クノ必要ヲ認メ之カ取極

締結ニ關シ我々連信有キテ亦キ小昭和七年十月

（兩國當局者間ニ商

以來屢次滿洲國交通部協議ヲ重ネタル結果

茲ニ漸ク其ノ成案ヲ得ルニ至レリ是レ即チ本

案ノ約定及之ニ伴フ交換公文ナリ

今先ツ本案協定ノ要旨ヲ摘録スレハ（一）日滿兩

國ハ常時小為替交換業務ヲ行フコトヲ約シ（第二

）小為替ノ金額ハ總テ日本國通貨ヲ以テ之ヲ

表示シ其ノ滿洲國通貨ニ依ル為替金ノ受拂ニ

適用スヘキ換算割合ハ同國郵政廳ニ於テ之ヲ

定ムルモノトシ(條三) (三) 小為替金額ノ制限及為

替料ハ兩國郵政廳間ノ協議ニ依リ之ヲ定メ 特殊取扱

(自國ノ内國業務ニ於テ類似取扱ニ對テ料金ヲ超過スル)

ノ料金ハ 十年ノ範圍内ニ於テ其ノ取扱ノ請求

ヲ受理スル國ノ郵政廳之ヲ定ムルモノトシ(條三)

條 (四) 小為替ノ差出人ハ小為替證書ニ受取人及

(其指定)

拂渡哥ヲ指定シ又ハ遺ヲ省略スルコトヲ得

(條四) 又為替差出ノ際其ノ拂渡濟通知ヲ請求

スルコトヲ得ルモノトシ(條五) (五) 小為替證書ハ

差出人ニ於テ之ヲ受取人ニ送達スヘク(條六) (六)

受取人ヲ指定シタル小為替ノ權利ハ原則トシ

テ之ヲ~~仲~~讓渡スルコトヲ得サルモノトシ(條第七)

本則トシテ

(七)小為替證書ノ有効期間ハ其ノ發行ノ日ヨリ

六十日トシ但交通不便ノ地方ニ付テハ兩國間

政廳ノ協議ノ由テ之ヲ延長スルコトヲ得ルモ

↓(條第八)(ハ)右ノ有効期間ヲ經過シタルトキ

又ハ小為替證書ヲ亡失、毀損若ハ汚斑ニタルト

キハ差出人又ハ受取人ニ於テ再度證書ノ交付

又ハ為替金ノ辨戻ヲ請求スルコトヲ得ルモノト

(拂渡國ノ内國規則ニ依リ)

之(條第九)(九)小為替ノ辨込金額ハ正當ニ拂渡ヲ了

スル迄差出人ニ對シ之ヲ保證シ證書ノ有効期

間満了後三年内^(一)再交付又ハ為替金ノ掛

^(一) 證書

戻ノ請求ナキトキハ右金額ハ當該振出國郵政

廳ニ帰屬スルモノトシ^(第十條)右保證ノ責任ハ

掛渡國郵政廳ニ於テ正規ノ手續ニ依リ為替金

ノ掛渡ヲ為シタルコトヲ立證シ得サル場合ヲ

除クノ外振出國郵政廳ニ於テ之ヲ負擔スヘキ

モノトシ虚偽ノ小為替證書ニ對スル掛渡又ハ

重複ノ掛渡ノ場合ニ於テ責任ノ帰屬ヲ決定シ

難キ

能トシトキハ兩國郵政廳ニ於テ其ノ損害ヲ

均等ニ分擔スルモノトシ^(第十條)右振出國郵政廳ハ

其ノ徴收シタル為替料金ノ内掛渡（清）ハ為替料

金額ノ千分ノ一ニ相當スル金額ヲ掛渡國郵

政廳ニ未掛（料）トシテ割當シヘキモノト

シ（第十條）（五）兩國郵政廳ハ小為替ノ交換ニ因リ生

シタル借高ヲ相互ニ支拂フモノトシ（第十條）（五）兩

（五）兩（五）兩國郵政廳ハ小為替ノ交換ニ因リ生シタル借高ヲ相互ニ支拂フモノトシ

各郵政廳ハ非常ノ事情ニ因リ小為替

業務ノ全部又ハ一部ヲ一時停止スル（第十條）（五）

他方ノ郵政廳ニ通知スヘキモノトシ（第十條）（五）

（五）本約定ノ施行規則ハ兩國郵政廳ニ於テ之ヲ

協定スルコトヲ得ルモノトシ（第十條）（五）本約定及

施行規則ハ日本文及漢文ヲ以テ^之者^一ニ^二通^三ヲ作成

^三ニ^二差^一異^ヲ生

シ西文ノ^一中^二解釋^三ノ^四事^五ニシタルトキハ日本文ニ

依リテ之ヲ決スルモノトシ^(第十條) (十六) 本約定ハ兩

國郵政廳ノ協議ヲ以テ定ムル日ヨリ之ヲ實施

シ其ノ一方ノ廢棄通告後亦六月間引續キ效

カラ有スルモノトスル^(第十條)ノ諸點是レナリ

臨
密
統

相
密
院

[Blank lined area]

次ニ右協定ニ伴フ交換公文ハ我々遣信大臣

滿洲國交通部大臣ニ對シ滿洲國郵政總局^{便局カ}爲

替^金受拂ニ使用スル通貨ニ付本約定ノ規定ニ對

シ^持來例ヲ認メムコトヲ提議シ往來^{往來者}後者

滿洲國政府代表者未翰

之ニ同意ナル旨ヲ回答^{來翰}ナレ

ニシテ其ノ要旨ハ當分ノ内滿洲國郵政局ハ

(取極)

便

小為替ノ差出人カ日本國通貨ニテ為替金ノ拂

込ヲ希望スルトキ及小為替ノ受取人カ日本國

通貨ニテ為替金ノ拂渡ヲ希望シ且拂渡局ニ日

本國通貨ノ準備アルトキハ日本國通貨ヲ以テ為

替金ノ受拂ヲ為シ得ルモノトスルニ在リ

按スルニ本案ハ日滿兩國間ニ從來未換

於ケル為替交換ノ現況ニ考ヘ

常郵便為替ノ外ニ小為替交換ノ途ヲ用キ兩國

添加シ

公衆ノ利便ヲ増進セムトスルモノニシテ其ノ

惹テ兩國間交通經濟發達ニ裨益有ル所アルハ

主旨ニ於テ固ヨリ不可ナク其ノ條項ニ於テモ

機密院

別ニ支障ノ廉ヲ認メサルニ由リ此ノ儘之ヲ可
決セラレ然ルヘシト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和九年六月二十三日

書記官長

議長宛

机
密
院

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

昭和九年七月五日立案

書記官長 

主筆

書記官



書記官



奏任文官特別任用令中改正ノ件
審査報告

謹テ今回御諮詢ノ奏任文官特別任用令中改

正ノ件ヲ審査スルニ今般海軍部内ニ於テ行政